

(6) 文化財

新市において、文化財の保存・活用方針を定め、文化財の保存と活用の推進を図る。

(7) 人権啓発事業については、新市に移行後、速やかに調整する。

19-23 都市計画の取扱い

(1) 新市の総合振興計画との整合を図り、新市の都市計画マスタープランを策定する。新市において、緑の基本計画を策定する。また、中心市街地活性化基本計画等については、新市へ継承する。

(2) 都市公園の使用料については、新市に移行後、社会体育施設として位置付けをし、料金は調整する。また、占用料については、新市に移行後都市公園管理者が管理し、料金は調整する。その他公園（町管理公園）については、現状を新市に継承する。

(3) 都市下水道については、新市において公共下水道（雨水）に移行する。

(4) 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

(5) 開発指導要綱については、新市において面積要件を調整し、要綱から条例に移行し統一する。

(6) 放置自転車等対策については、新市に移行後統一する。

(7) 駅周辺整備、街路事業、土地区画整理事業、雨水事業については、現行のまま新市に継承する。

19-24 建設関係事業の取扱い

(1) 指名競争入札の指名参加願の有効期間及び提出時期については、新市に移行後統一する。ただし、新市での受付までは、旧町による受付を有効とする。

(2) 合併時における各町道については、全て新市に継承して市道とする。

(3) 道路の除草（伐採）等に関しては、新市移行後、集落内市道については地元管理を要請し、集落

間市道については1・2級を問わず市が管理する。

(4) 新規道路の認定基準については、新市において新たな基準を策定する。

(5) 道路整備の用地取得基準については、新市に移行後、速やかに調整、統一する。なお、整備基準については、現行のまま新市に継承する。

(6) 道路除雪体制については業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加も考慮し、新市に移行後速やかに調整する。また、美山町の町有機械委託については、新市に移行後調整する。なお、除雪機貸付については、新市に移行後地域間調整を図り統一する。

(7) 河川環境整備事業の府管理河川の委託作業については、新市移行後も京都府から受託し、地元等に再委託する。また、各区による町管理河川の作業については、地域の主体性を活かしながら、一定基準を設け調整を図る。町発注による河川管理工事については、現行のまま新市に継承し、必要に応じて予算措置をする。

(8) 新市移行後、建設工事に伴う地元分担金は徴収しない。ただし、単独事業については、用地等の寄付を要件とする。

(9) 生活道路（舗装）に伴う補助金については、町道は町が事業主体となるため、要綱を整備し新市に継承する。また、2メートル以上のその他道路については法定外となるため、一定基準を設け要綱を整備の上、新市に継承する。

19-25 公営住宅の取扱い

(1) 一般公営住宅の施設については、現行のまま新市に継承する。

(2) 特定公共賃貸住宅については、新市の住宅マスタープランの位置付けの中で調整する。

(3) その他住宅の施設については、現行のまま新

市に継承する。

(4) 府営住宅については、受託管理を整理する方向で調整を図る。なお、敷地については、新市に継承する。

(5) 新市において、入居者選考委員会を新たに設置する。

(6) 新市移行後、各町の現行マスタープランと地域性を考慮し、新たな住宅マスタープランを策定する。

(7) 公営住宅建替え計画については、現行のまま新市に継承する。

(8) 住宅等火災に伴う廃材処分費補助金については、新市移行後、個人負担の一部を補助する。後継者住宅新築・改築資金償還助成補助金については、新市移行時に廃止する。ただし、旧町において決定したものは、償還期間の終了まで新市に引き継ぐ。

(9) 子育て若者受入れ対策事業については、新市において他の関連事業と調整を図り実施する。

19-26 水道等の取扱い

(1) 執行体制等については、新市において、事業の運営について調査及び審議するため、水道審議会を設置する。また、新市移行時に管理者を設置しない。

(2) 2町の水道事業及び4町の簡易水道事業並びに2町の飲料水供給施設については、現行のまま新市に継承し、移行後は継続事業を進めるとともに、事業の統合を検討する。水道使用料については、新市移行後も当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。また、新市において事業統合を主とした新たな事業計画を策定するとともに、使用料の統一化に向け水道審議会に諮り調整する。

(3) 上水道

ア 上下水道事業については、新市移行後においても上下水道会計（公営企業法適用）として継続する。

イ 新市に移行後、新たな事業・財政計画を策定する。

ウ 保安業務については、新市移行時に危機管理マニュアルを策定するとともに、適正な業務体制を整備する。

エ 施設管理体制については、新市移行時に管理業務を統一する。

（4）簡易水道及び飲料水供給施設
ア 簡易水道事業及び飲料水供給施設については、新市移行後において基本計画の策定とともに、法適用を検討する。

イ 新市に移行後、新たな事業・財政計画を策定する。

ウ 保安業務については、新市移行時に危機管理マニュアルを策定するとともに、適正な業務体制を整備する。

エ 施設管理体制については、新市移行時に管理業務を統一する。

（5）緊急応援施設については、新市移行後も協定を継続する。

（1）執行体制については、新市移行時に、上下水道一元化の方向を図る。会計については、新市移行時に、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水を一つの特別会計とし、運営の統一化を図る。なお、合併処理浄化槽設置事業は、従来どおり一般会計予算とする。

19-27 下水道等の取扱い

（2）下水道使用料については、新市移行後も当分の間（5年以内）は現行の料金体系とする。また、現在整備中の下水道施設整備を行い、サービスイス水準の均衡を図った上で、資産・経営状況・料金体系等

について検討し、使用料の統一化に向け下水道審議会に諮り調整する。

（3）水洗化計画については、新市に移行後整備基本計画を作成する。また、新市に移行後、残事業の推進に当たる。

（4）公共下水道事業及び農業集落排水事業
ア 桂川中流域圏連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業は、現行のまま新市に継承し、全体整備計画の中で取り組む。

イ 宅内排水設備工事基準については、現行のまま新市に継承する。

ウ 水洗化促進の利子補給制度については、要綱を整備し新市に継承する。

（5）合併処理浄化槽設置事業
ア 合併処理浄化槽設置事業については、現行のまま新市に継承し、全体計画の中で取り組む。

イ 維持管理については、合併処理浄化槽の処理地域で、適正な浄化槽管理と設置促進を目的として立ち上げられた維持管理組合を存続し、補助金については地域を限定して一元化の上、新市に継承する。

ウ 水洗化促進の利子補給制度については、要綱を整備し新市に継承する。

（6）生活排水処理施設の受益者に対する支援措置
ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助については、現行のまま新市に継承する。ただし、新市移行後5年以内に調整し、国庫補助基本額の限度額に統一する。

イ 高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助については、地域を限定して現行のまま新市に継承する。ただし、新市移行後5年以内に調整し、国庫補助基本額の限度額に統一する。

ウ 雑排水処理槽補助金については、現行のまま新市に継承する。ただし、新市移行後5年以内に廃止

の方向で検討する。

（7）流域下水道事業負担金

桂川中流域下水道事業負担金は、現行のまま新市に引き継ぐ。桂川中流域下水道事業については、合併特例法を適用し、合併後10年を超えない期間内に、流域下水道から公共下水道への移行、移管を行う。移行、移管後における事業の建設投資は新市が行い、それ以外の起債償還並びに財産等の詳細な移管方法は、期間内に京都府と協議し決定する。

19-28 農林水産事業の取扱い

（1）農業
ア 農業振興関連事業については、新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施するとともに、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、町単独事業を引き続き実施する。なお、農業経営改善支援センターについては、新市に移行後、速やかに調整する。

イ 農業振興関連施設については、地元移管が可能な施設については、新市移行時までに各町において移管し、残存施設については、各施設の事情を尊重しながら新市に継承する。

ウ 生産調整対策事業については、新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施する。また、町単独事業については、新市移行後、地域及び期間を定め継承する。

エ 農業関連利子補給制度については、新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施する。なお、事業廃止となった同和地区農地等取得資金、同和地区農業近代化資金及び零細農経営改善資金については、経過措置として償還期間終了まで新市に引き継ぐ。

オ 土地改良事業等

（ア）緑資源機構宮南丹区域農用地総合整備事業は、